

議 事 録

会 議 名	令和８年 第８回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和８年８月２５日(火)午後１時３０分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター ３階講義室		
出席委員	農業委員 会長：８番 中村 基寛 委員：１番 五島 修一 ２番 露木 康夫 ３番 三澤 伸喜 ４番 金子 イツ子 ５番 相田 孝 ６番 福岡 誠 ７番 福岡 清 農地利用最適化推進委員 ９番 阿部健太郎 １０番 福岡 喜輝 計１０名		
欠席委員	１１番 相原 善久		
農業委員会事務局	事務局長：鈴木純一 主査：広田智之 主事：志村海夏		
傍聴人			
議 事	日程 第１ 農地法第３条（委員会） 日程 第２ 農用地利用集積等促進計画の公告について（所有者・機構間契約） 日程 第３ 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約） 日程 第４ 相続税納税猶予に関する適格者証明願について 日程 第５ 農地法第４条（届出） 日程 第６ 農地法第５条（届出）		
会議の概要	会 長：ただ今から、令和８年 第８回定例総会を開会いたします。 欠席委員はいません。 出席委員は８名中８名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本日の議事録署名人に、３番と４番を指名いたします。 会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第１、農地法第３条の規定による許可申請について、議案番号１６５号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 事務局：（議案番号１６５号を朗読） （説明）当案件は、位置図にありますとおり小谷地区の農業振興地域内農用地２筆です。譲受人は露地野菜、里芋、しょうがなどを作付しており、当該地では里芋、さつまいも、じゃがいもなどを作付する予定です。ご自宅から当該地までの通作距離は、約１ｋｍ、車で約３分です。また、権利を有するすべての農地を効率的に耕作し、農作業に従事する日数が年間１５０日以上であるため、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。 会 長：続いて、地区担当農業委員である露木委員から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 １ 番：１９日に現地調査を行った。問題ないと思われる。 会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号１６５号について		

て、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号１６５号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に日程第２及び３、農用地利用集積等促進計画の公告について、議案番号１６６号及び１６８号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号１６６号及び１６８号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端地域内にある農業振興地域内農地２筆で現況は畑です。期間については、２年間です。借受人はトラクター、管理機を保有しています。

会 長：続いて、地区担当農業委員である相田委員から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

５ 番：じゃがいもなどを作付した後、緑肥をまいていたよう。土壌改良もされていて問題ないと思われる。

会 長：それでは、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号１６６号及び１６８号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号１６６号及び１６８号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。続いて、議案番号１６７号及び１６９号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号１６７号及び１６９号を朗読)

(説明) 当該地は宮山地区にある農業振興地域内農用地３筆で現況は畑です。期間については、５年間です。借受人はトラクター、管理機などを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である福岡委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

６番委員：１９日に現地調査を行った。トウモロコシを作付していたようだった。問題ないと思われる。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号１６７号及び１６９号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号１６７号及び１６９号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。続いて日程第４、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について議案番号第１７０号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号１７０号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、相続人立会いのもと地区担当農業委員の福岡委員

	と事務局職員で、3筆の特例適用農地の現地調査をしました。各筆とも農地として適正に管理されており、今後も引き続き耕作する意志があることを確認しております。 会 長：続いて、地区担当農業委員の福岡委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 6 番：植木が植えてある。適正に管理されているので問題ないと思われる。 会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号170号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 事務局長：総員挙手 会 長：では総員挙手ですので、議案番号170号は原案のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を交付することに決定いたします。次に、日程第5、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告番号145号から147号の3件、日程第6、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告番号148号から153号の6件を、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。 事務局：農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり3件、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案書のとおり6件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。 会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。 最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 （特になし） 会 長：では、以上をもって、令和8年第8回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。
資 料	1. 令和8年第8回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 三澤 伸喜 議事録署名人 金子 イツ子

本議事録は、令和8年9月25日、承認・署名を得て確定しました。